

道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限について

【運用方針】

道路上に設置されている電柱については、地震等の災害が発生した場合に、倒壊することにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすおそれが高いことから、村が管理する緊急輸送道路について、新たな電柱の設置による道路の占有を禁止します。

【制限の概要】

1. 電柱による占有を禁止する道路の区域
村が管理する緊急輸送道路について、新たな電柱の占有を禁止。
2. 既存の電柱の取扱い
占有禁止日前に占有許可された既存の電柱については、当面の間占有を許可。
3. 電柱による占有を禁止する道路の区域における例外
やむを得ない場合、仮設電柱の設置を認める。
4. 制限開始日
令和5年3月31日から
5. 制限更新日
令和6年3月31日から